２０１６年１月１６日発行

村尾光子の
下野市議会報告（第41号）

(しもつけ)



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ：0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

平成27年第4回定例会(12月2日～16日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》

○諮問（人権擁護委員候補者の推薦 ： 前田洋子さん）
○報告（2件、専決処分 ： 損害賠償額決定）
○H27年度会計補正予算(7会計)
○条例制定（3件）
・定住自立圏形成協定の議決に関する条例　・（番号）法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　・個人番号カードの利用に関する条例
○条例改正(10件)
・コミュニティセンター条例　・市税条例等　・非常勤特別職の報酬等条例　・体育施設等使用料に関する条例（5件）　・国保税条例　・介護保険条例
○指定管理者指定(3件)
・薬師寺コミュニティセンター　・道の駅しもつけ
・石橋･国分寺図書館
○その他(小山広域保健衛生組合規約の一部変更)
○物品購入契約(2件、新庁舎備品購入)
○請願
・小山用水の立木の伐採に関する請願 ⟹ 趣旨採択
○陳情(3件)　（第3回定例会で委員会継続審査）
・特別支援学校の「設置基準」策定を求める陳情
⟹ 採択、意見書提出
●次の2件は「賛成少数」で不採択
・国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情
・「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情

■一般質問：9議員が質しました。

平成27年第1回定例会は2月24日(火)開会予定。

皆様 健やかに新年をお迎えでしょうか？
穏やかな天候に恵まれたお正月三が日。一方、世界中で難問山積、解決の糸口はどこにあるのでしょうか。民主主義はしっかりと守りたいです。

11月に教育福祉常任委員会ではユニバーサル農業(農業･福祉連携)の取組を行政視察した。また、年末には同僚議員と共にメロンの水耕栽培に取り組む「まちだシルク農場」を視察した。こちらも、形態は異なるが障がい者の働く場を創出している。農業と福祉の連携は今後一層注目されるに違いない。

「戦争法の廃止を求める統一署名」運動、全国展開中
「戦争させない･9条壊すな！総がかり行動実行委員会」は9条の会、さよなら原発･･･、SEALｓ、宗教者･門徒･信者国会前大集会等々様々な団体で構成し、昨年強行採決で成立した「平和安全保障関連法」の廃止、立憲主義の原則堅持などを求める署名活動を実施しています。賛同される方、署名用紙あります。
(sogakari.com で検索、電子署名もできます。)

議会報告と意見交換会



2月7日(日)13:30～15:30
グリーンタウン･コミュニティセンター 研修室
報告 ： 村尾光子
どなたでもお気軽にお出かけください

■番号法に基づき、法定事務のほか、市が個人番号・特定個人情報を利用・提供するために条例を制定

（平成 28 年 1 月 1 日施行）

社会保障・税番号制度は、当面、社会保障・税及び防災の分野を中心としており、「地方公共団体が実施しているこれらと類似する事務であって条例で定めるものについて、個人番号を利用することができる」（番号法第 9 条第 2 項）の規定に基づくもの。

また、原則、何人も**特定個人情報(㊟)**を提供してはならないが、市役所内の他機関（教育委員会など）に特定個人情報を提供することのできる事務についても規定した（番号法第 19 条 9 号）

㊟特定個人情報：個人番号を含む個人情報（基本 4 情報は氏名・住所・性別・生年月日）

《個人番号の利用の範囲》

妊産婦・こども・ひとり親家庭・重度心身障害者の医療費助成、小児慢性特定疾患児童に係る日常生活用具給付、軽度・中等度の難聴児に係る補聴器購入費等助成、福祉タクシー事業関連、生活保護法関連、中国残留邦人自立支援法関連、遺児手当支給関連、子育て短期支援事業関連、幼稚園就園奨励費支給、老人福祉法による福祉措置関連、ねたきり老人等介護手当支給、ねたきり老人等紙おむつ給付、在宅高齢者等日常生活用具給付、安否確認・緊急通報システム貸与事業、見守り情報キット配布事業、社会福祉法人等の利用者負担軽減制度事業、成年後見人利用支援事業、介護保険住宅改修費受領委任払関連、高齢者見守り事業関連、任意予防接種関連、市営住宅入居者要件関連、奨学金貸付関連、就学援助費関連、特別支援教育就学奨励費関連の事務

特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施しなければならない。（番号法第 26 条、27 条）

この評価は「特定個人情報ファイルの保有が個人のプライバシー等の権利利益に対してどのような影響を与え、そのような影響を軽減するためにどのような措置をとるべきか評価する」もので、特定個人情報保護委員会（7 名、任期 5 年、国会同意人事）が定める評価指針に基づく。

【評価すべき事項】 特定個人情報ファイルについて

①取り扱う事務に従事する者の数、
②記録されることとなる特定個人情報の量
③過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
④取り扱う事務の概要
⑤使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式
⑥記録された特定個人情報を保護するための措置
⑦その他特定個人情報保護委員会規則で定める事項

評価結果は特定個人情報保護委員会の承認を受け、公表することが義務づけられている。

下野市では「特定個人情報保護評価計画管理書」を作成した。特定個人情報を取り扱う 21 の事務の評価書（基礎項目：対象人数 1 万人未満）は市 HP 上で公表している。

用語や制度をよく理解できないまま表決に加わってしまったと反省している。

特定個人情報ファイルを取り扱うのは正職員か、非常勤職員か、何人かなど確認できなかった。一方質疑で、既に特定個人情報保護評価を実施していたことが分かり、また、「特定個人情報保護評価計画管理書」には市のシステムがどのように構成されているか、個人番号にアクセスできるかどうかが明記されており、不安は少し薄らいだ。

個人情報に関するだけに、条例制定に際しては、市民意向を確認するためにパブリックコメントを実施すべきではなかったか。「その発想はなく、時間的余裕が無かった。」（総務部長）とのこと。早い段階で提案すべきだった。

■市独自の個人番号カード利用を規定

印鑑登録証、各証明書のコンビニ交付で利用可能に

「地域住民の利便性の向上に資する」（番号法第 18 条）として市が利用する事務を定めた。

【利用目的】 個人番号カード表面→



(1)印鑑登録証明書の交付
(2)住民票写し等のコンビニ交付

【利用手続き】

市長は、本人の申請により、個人番号カードに上記のサービス提供に必要な情報を記録する。利用を廃止する場合も申請により記録を削除する。

◆個人番号カードは顔写真を添えて申請した人に交付される(任意)

手数料： 無料、再発行は 500 円
有効期間：20 歳未満の人 5 回目の誕生日まで
20 歳以上の人 10 回目の誕生日まで
（公的電子証明証は 5 回目の誕生日まで）

◆個人番号カード裏面(ICチップ)に記録される情報

①券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等）の画像データ、テキストデータ
②総務省で定める事項（公的個人認証に係る『電子証明書』（コンビニ交付などに利用）、住民票コード）
③市町村が条例で定めた事項

等に限られる。『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。

資料：内閣府「マイナンバー 社会保障・税番号制度 概要資料」、総務省「個人番号カード」

☆住民票等自動交付機は4月末日で廃止、新庁舎にマルチコピー機を設置

マルチコピー機はコンビニ設置と同様のもの。住民票写しや印鑑証明書などの交付が受けられる。利用するには個人番号カードまたは住基カード（有効期限まで）が必要。

個人番号カードの交付を受けるときには、市民カードや印鑑登録証は引き替えに返納する。

交付を受けない場合は、市民カード、印鑑登録証は無期限に利用可能だが、窓口での申請時のみとなる。

■定住自立圏形成協定の議決に関する条例を制定

小山地区定住自立圏形成協定を締結するために、協定を議決事件とするための条例制定。

> **定住自立圏構想：** 構成市町が相互に連携･協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とした総務省が進めている広域連携の一つの形。
> 中心市の要件は人口概ね 5 万人以上、圏域を構成する範囲は中心市への通勤･通学者の割合が 10 ％以上の市町村。

小山市は H27 年 6 月に中心市宣言を行った。圏域の範囲に入るのは下野市･野木町･結城市である。小山地区定住自立圏形成を進めていくためには、今後、小山市と各市町が協定を締結(各議会の議決が必要)し、「定住自立圏共生ビジョン」を策定する。

下野市と小山市は既に連携して事務事業を行っているが、さらに救急医療体制の構築、ごみ処理の効率化の課題もあることから、今後は費用対効果を十分に考慮し、定住自立圏制度を活用することにより、既存の連携事業の充実を図り、市民の生活利便性の向上を目指した検討を進める。

《定住自立圏形成協定》

人口定住のために必要な生活機能を確保するための相互の役割分担と連携する具体的事項を明らかにするもの。

①生活機能の強化　②結びつきやネットワークの強化
③圏域マネジメントの強化 の各分野1つ以上に取り組む。
下野市では本年第 1 回定例会での議決を目指している。

《国の財政措置》

(1)中心市及び周辺市町村への取組に対する包括的財政措置(特別交付税)
　中心市：上限 8500 万円
　周辺市町村：上限 1500 万円
(2)地域活性化事業債の充当(普通交付税)
　充当率：90 ％、元利償還の 30 ％を交付税措置
(3)外部人材の活用に対する財政措置(特別交付税)
　圏域外の専門性を有する人材活用に対して、
　上限 700 万円、最大 3 年間の措置　　　など

下野市は既に小山広域保健衛生組合での共同事業などで連携はしている。合併後10年、今後は地方交付税が段階的に減額となる。国の財政支援を得ながら市民の利便性を高めることができるなら否定しない。協定内容がどのようになるかが課題だが、小山市に追認するのではなく、主体的な協議･対応を期待したい。

■税務課に各種申請対応の窓口嘱託員を配置

市民サービス向上のため、4 月から

税務関係申請への発行業務に従事する非常勤職員を窓口に 2 ～ 3 名配置する。窓口での待ち時間短縮のため。
16 日／月勤務、報酬 月額 15 万 2 千円。
年間約 15,000 件、郵送 400 件の発行業務に従事する。

■薬師寺地区コミュニティセンター、4 月開館

薬師寺地区に建築中のコミュニティセンターは 3 月に完成予定、4 月に開館する。名称、使用料の上限を設定した。実際の使用料額は上限額の範囲内で指定管理者が市長に申請して決定。また、管理運営は指定管理者とした。

名称	薬師寺地区コミュニティセンター
位置	薬師寺 1387 番地 25
使用料（上限額）	午前･午後･夜間いずれの区分も同額 ホール 7,500 円、和室 2,500 円、 会議室 2,500 円、調理室 3,500 円
指定管理者	薬師寺地区コミュニティ推進協議会 (5 自治会、324 世帯で構成)
指定期間	H28 年 4 月 1 日～ 31 年 3 月 31 日まで

※当初 8 自治会を予定、未加入自治会にはさらに働きかける。
※管理人 1 名が常駐する。

■ 3 地区のスポーツ施設使用料を改定、外税方式に

【改定方針】　　　　　　　(H28 年 4 月 1 日から)

(1)同一または類似施設の使用料の統一
(2)受益者負担の原則
(3)近隣市町の体育施設の使用料との比較
　県央都市圏(6 市 4 町)の施設広域利用協定により、圏域内ではその自治体住民と同一料金で利用することができるが、下野市は他市町と比較して低い金額であった。
(4)営利法人等が使用する場合の使用料設定
(5)使用料の激変緩和措置:現行使用料の概ね 2 倍を上限に

【改定後】

○南河内地区施設、スポーツ交流館は概ね引き上げ
○柴公園、みのわ古城公園グラウンドは無料→ 1 時間 300 円
○南河内第二中特別教室は使用実績が無いため開放しない

■ H27 年度会計補正予算から

【一般会計】　補正額 4 億 3634 万 1 千円追加

保育に関する制度改正による補助事業変更、学校施設環境改善費等の国補助金額決定、障がい者自立支援扶助費増、市道整備費(1-2 、1-8 号線他)･仁良川地区擁壁整備費追加

【国民健康保険会計】補正額 3 億 4541 万 5 千円追加

被保険者数減･所得減により保険税減収、受診者数増･一人当たり医療費急増による給付費増

■市税条例改正 ： 地方税法改正(H27 年 3 月交付)のため

(1)申請に基づく納税の猶予制度創設(28 年 4 月 1 日から)

【徴収猶予】:災害･疾病その他の事情により一時的に納税できない場合
　猶予期間：1 年以内、納付方法:期間内の分割納付
　担保要件:猶予税額が 100 万円超えかつ猶予期間が 3 か月を超える場合

【換価猶予】:滞納処分することにより、納税者の生活維持が困難となるような場合、申請に基づき、一定期間猶予する。

(2)新築のサービス付き高齢者向け住宅の減税措置:固定資産税 2/3 減額措置を 2 年延長して H29 年 3 月 31 までとする。



村尾光子の 一般質問



持ち時間残り 9 分で、何が質問できるか悩んだ。消化不良だったが、地域での支え合いに向けた態勢づくりに着手しつつあることが分かった。市民の意欲がないと実現は難しいけど。

地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みはどのように進んでいるか。

2014 年に改正された介護保険法では、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業をいかに組み立てるかが課題となっており、住民主体による支援など「多様なサービス」の提供が期待されている。これは保険給付から外し「地域での支え合いで」という、つまりインフォーマルサービス(制度外サービス)の部分を含んでおり、住人の意識改革も不可欠である。

核となる地域包括ケアシステムの構築にはどのように取り組んでいるのか。特に、新制度である生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体の設置に向けた取り組みはどうか、質した。

(1)生活支援コーディネーターの設置と養成方針について、中学校区ごとの配置及び全市担当者が必要と考える。どのような人材を考えているのか。既に県レベルでの研修会が実施されていると聞く。受講状況はどうか。

【広瀬市長】 高齢者の在宅支援を支えていくためには、ボランティア団体、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合などの多様な担い手による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備が求められている。

生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)は生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボアンティア団体等の生活支援の担い手の養成、発掘、地域資源開発やネットワーク化に取り組むため、改正介護保険法の地域支援事業に位置付けられている。

生活支援コーディネーターには特定の資格要件はないが、市民活動に理解が有り、多様な担い手との連携・調整ができる方をお願いしたい。H28 年度中に市全体を担当するコーディネーターを配置し、基幹型地域包括支援センターと連携して担い手の養成、サービスの開発、ネットワーク化に取り組む。その後、日常生活圏である地域包括支援センター単位に配置する。

生活支援コーディネーターは国・県が実施する研修を終了した者が望ましく、まずは高齢福祉課、基幹型地域包括支援センター、市社会福祉協議会の職員 6 名が県主催研修会を受講した。

【小口健康福祉部長】 生活支援コーディネーターには何よりも市民活動に熱心で意欲が高い方を選任したい。

(2)協議体の組織化について、対象範囲と構成員をどのように考えるか。働きかけはどう進めるのか。まずは研究会などの設置が必要ではないか。

【広瀬市長】 協議体は多様な担い手による定期的な情報共有や連携・協働による資源開発などを推進し、様々な仕組みや事業への連動・発展をさせていくための組織である。市が主体となり、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、NPO、自治会、ボランティア団体、シルバー人材センター、社会福祉法人、介護サービス事業所などの参加を得て、H28 年度中に設置し、定期的な情報共有と連携強化を図る。

また、生活支援サービス提供の体制整備は市民との協働が重要である。協議体設置の前段階から市民参加による準備会を発足させて、体制整備に当たっての課題・問題点を整理し、今後設置する協議体や生活支援コーディネーターの役割について協議し、体制整備が円滑にできるように努める。

(再質問)準備会はいつ、誰が発足させるのか。メンバーは協議体構成員と同じか。

【小口健康福祉部長】 準備会は基幹型地域包括支援センターを中心に、来年当初には取り組む。メンバーは協議体構成員を中心に考えているが、具体的には今後詰める。

(3)生活支援の担い手(市民など)へのスキルアップのための研修機会提供を

【広瀬市長】 新しい地域支援事業ではボランティア団体、NPO などの多様な担い手による支援が求められている。多くの人材が必要となるので、地域に不足するサービス、元気な高齢者の活動場所確保などについて、関係機関と情報共有しながら積極的に研修会等を開催したい。

《地域包括ケアシステム》

○団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

○今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

○人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

《地域包括ケアシステムの5つの構成要素》



― 厚生労働省資料から ―

「介護」「医療」「予防」という専門的なサービスとその前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅生活を支えている。

「**介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン**」(厚労省老健局振興課)の説明から

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

【参考】生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1)生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A)資 源 開 発	(B)ネットワーク構築	(C)ニーズと取組のマッチング
○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など	○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域(中学校区域等)があり、平成29年度までの間にこれらのエリアの充実を目指す。

① 第1層 市町村区域で、主に資源開発(不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保)中心
② 第2層 日常生活圏域(中学校区域等)で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外

＋

(2)協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO　民間企業　協同組合　ボランティア　社会福祉法人　等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

改正介護保険法では介護予防給付の訪問介護、通所介護が「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に移行した。
下野市ではH29年4月からの実施としていたが、段階的な移行への見込が立ったとして**H28年4月から開始**する。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

介護保険制度

<現行>

【財源構成】
国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 22%
2号保険料 28%

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)
- 訪問看護、福祉用具等
- 訪問介護、通所介護

地域支援事業

介護予防事業
又は介護予防・日常生活支援総合事業
○ 二次予防事業
○ 一次予防事業
(介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

【財源構成】
国 39%
都道府県 19.5%
市町村 19.5%
1号保険料 22%

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
○ 介護給付費適正化事業
○ 家族介護支援事業
○ その他の事業

現行と同様 → 事業に移行 → 全市町村で実施 → 多様化 → 充実

<見直し後>

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

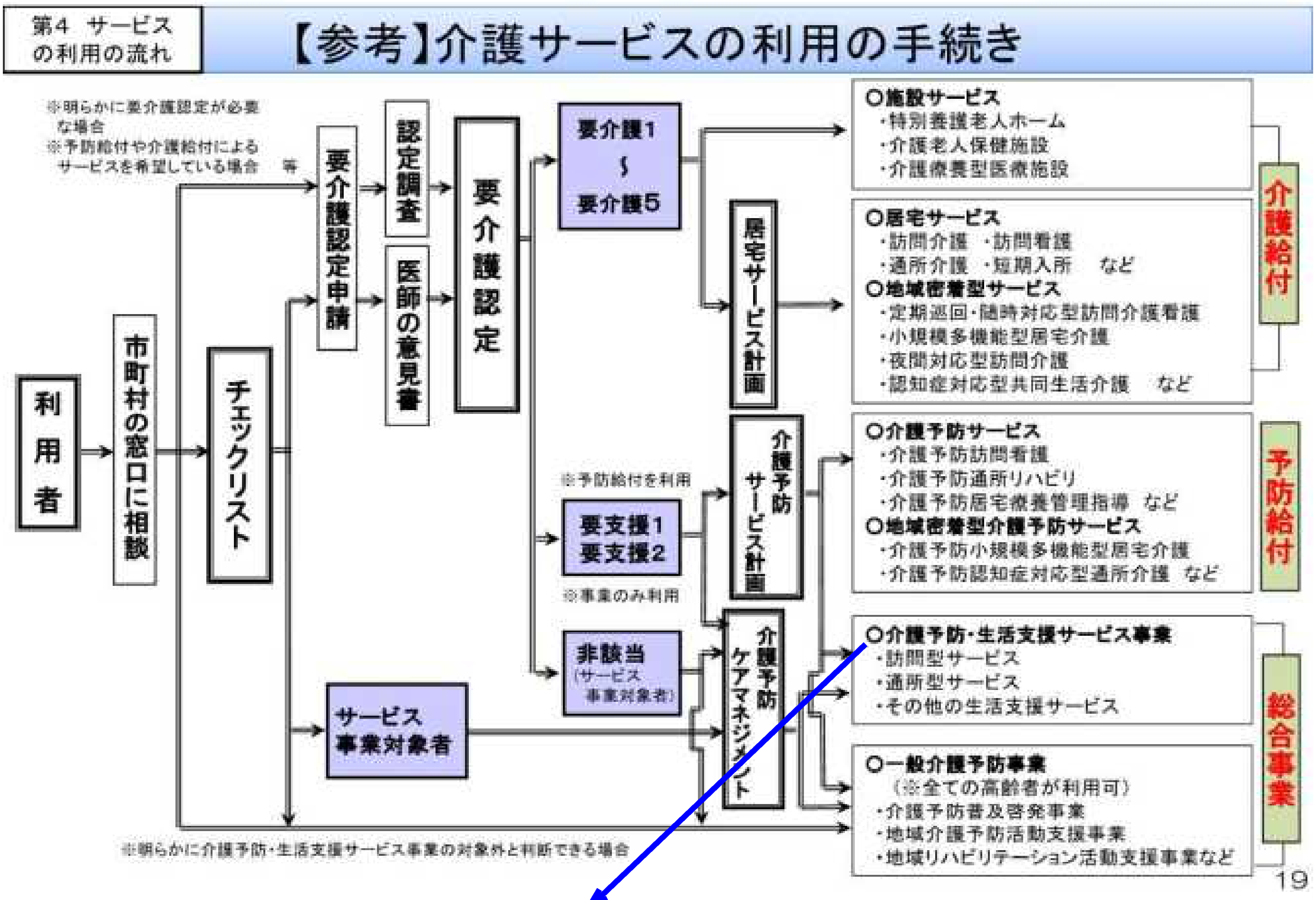
地域支援事業

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1～2、それ以外の者)
○ 介護予防・生活支援サービス事業
・訪問型サービス
・通所型サービス
・生活支援サービス(配食等)
・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
○ 一般介護予防事業

包括的支援事業
○ 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、地域ケア会議の充実)
○ 在宅医療・介護連携の推進
○ 認知症施策の推進
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員 等)
○ 生活支援サービスの体制整備
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業
○ 介護給付費適正化事業
○ 家族介護支援事業
○ その他の事業

H28 年 4 月からは、サービス利用の手続きは下記のような流れになる。明らかに要介護認定が必要な場合などは従来通りの認定申請だが、まずは本人が記入するチェックリストにより流れが分かれる。



《下野市の介護予防･生活支援サービス(案)》

去る 12 月に開催された議員全員協議会、教育福祉常任委員会にて、4 月から実施予定のサービス事業案が示された。

	類　　型	実施主体	取組内容	自己負担(1 割)･(給付費月額)
訪問型サービス	訪問介護(改正前相当)	予防訪問介護事業所	現状の予防給付と同様とする。	1,217 円　(10,953 円)
	訪問型サービス A (緩和した基準)	予防訪問介護事業所	サービス単価を改正前相当の 8 割とする。	973 円　(8,759 円)
	訪問型サービス B (住民主体)	シルバー人材センター	シルバーお助けサービスを創設する。	100 円　(900 円･1 回)
	訪問型サービス C (短期集中)	管理栄養士	栄養改善個別指導を 3 か月で 1 クールとして実施する。	無料
	訪問型サービス D	―	(移動支援事業)今後、引き続き検討する。	―
通所型サービス	通所介護(改正前相当)	予防通所介護事業所	現状の予防給付と同様とする。	1,691 円　(15,223 円)
	通所型サービス A (緩和した基準)	予防通所介護事業所 (市社会福祉協議会?)	サービス単価を改正前相当の 8 割とする。	1,352 円　(12,173 円)
	通所型サービス B (住民主体)	―	担い手発掘、養成に時間が必要なため引き続き検討、準備が整ったものから順次実施。	―
	通所型サービス C (短期集中予防)	市社会福祉協議会	筋力向上トレーニングを 3 か月 12 回で実施する。	無料(送迎は 3,600 円)
その他の生活支援サービス	栄養改善目的の配食	委託事業者	現行どおり実施する。	300 円　(350 円･1 食)
	市民ボランティア等が行う見守り	認知症サポーター、市民等	高齢者見守りネットワークが活動中だが、更なる充実を図れるよう検討していく。	―
	訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援	―	担い手の発掘に時間が必要なため今後検討していく。	―
介護予防ケアマネジメント	原則的なケアマネジメント (ケアマネジメント A)	地域包括支援センター	現行同様とする。	0 円　(4,480 円)
	簡略化したケアマネジメント ケアマネジメント B)	地域包括支援センター	概ね原則的なケアマネジメントと同様だが、ケアプラン作成等の過程を一部省略	0 円 (1,563 円＋初回加算 3,126 円)
	初回のみのケアマネジメント(ケアマネジメント C)	地域包括支援センター	一般介護予防事業等を利用する場合	0 円 (初回のみ 3,126 円)

※ このほか一般介護予防事業(案)、包括的支援事業(案)も示された。

2015年　議員報酬と主な使途

【収入】

議員報酬	5,447,749 円	①
所得税還付金	998,218 円	②
印刷機使用料	13,195 円	③

①月額 35 万円、期末手当 3.10 ヶ月分（＋役職加算 15 ％）
② H26 年分
③実費分(どなたでも利用可)



【支出】 主なもの

所得税 1,182,585 円／住民税 290,200 ／国民健康保険税 344,000 ④／介護保険料 106,100 ⑤／固定資産税 60,000 ⑥／議員親睦会 36,000 ⑦/病気･傷害保険 66,844 ／家計へ 840,000 ⑧／自動車維持費 449,180 ⑨／印刷機･パソコン維持費 170,330 ⑩ ／報告書作業工賃 55,061 ⑪／図書･新聞･機関誌 376,514 ⑫／事務用品 97,475 ⑬ ／通信費 318,318 ⑭／講座参加費 125,545 ⑮／旅費･宿泊費 144,950 ／団体会費 80,200 ／慶弔費 40,084 ／医療費 93,950 ／寄附 5,000 ⑯

④医療分 264,982 、後期高齢者支援分 79,620 、⑤ H27 年度分、⑥共同名義の自宅分 1/2 負担、⑦お茶代･慶弔費として毎月 3,000 円報酬から差し引き、⑧生活費･事務所費として 7 万円/月、⑨自動車税･車検整備･ガソリン代･任意保険、⑩インク･マスター･用紙･パソコンインク･宅内無線、⑪議会報告書製本･発送等作業工賃 ⑫新聞･月刊誌･団体機関誌･単行本、⑬夫から借用していた腕時計紛失、自分用購入、 ⑭議会報告書送料･スマホ通信費、 ⑮全国自治体議員行財政自主研究会(東京)･自治体学会(奈良市)･市川房枝記念会政治参画フォーラム･連語 70 年を考える連続講座(東京)等に参加 ⑯市川房枝記念会へ(戦後 70 年記念イベント支援として)

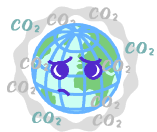
《村尾太陽光発電所通信》 ～ 2004 年 7 月から 5.1 kWh の発電システムが稼働～



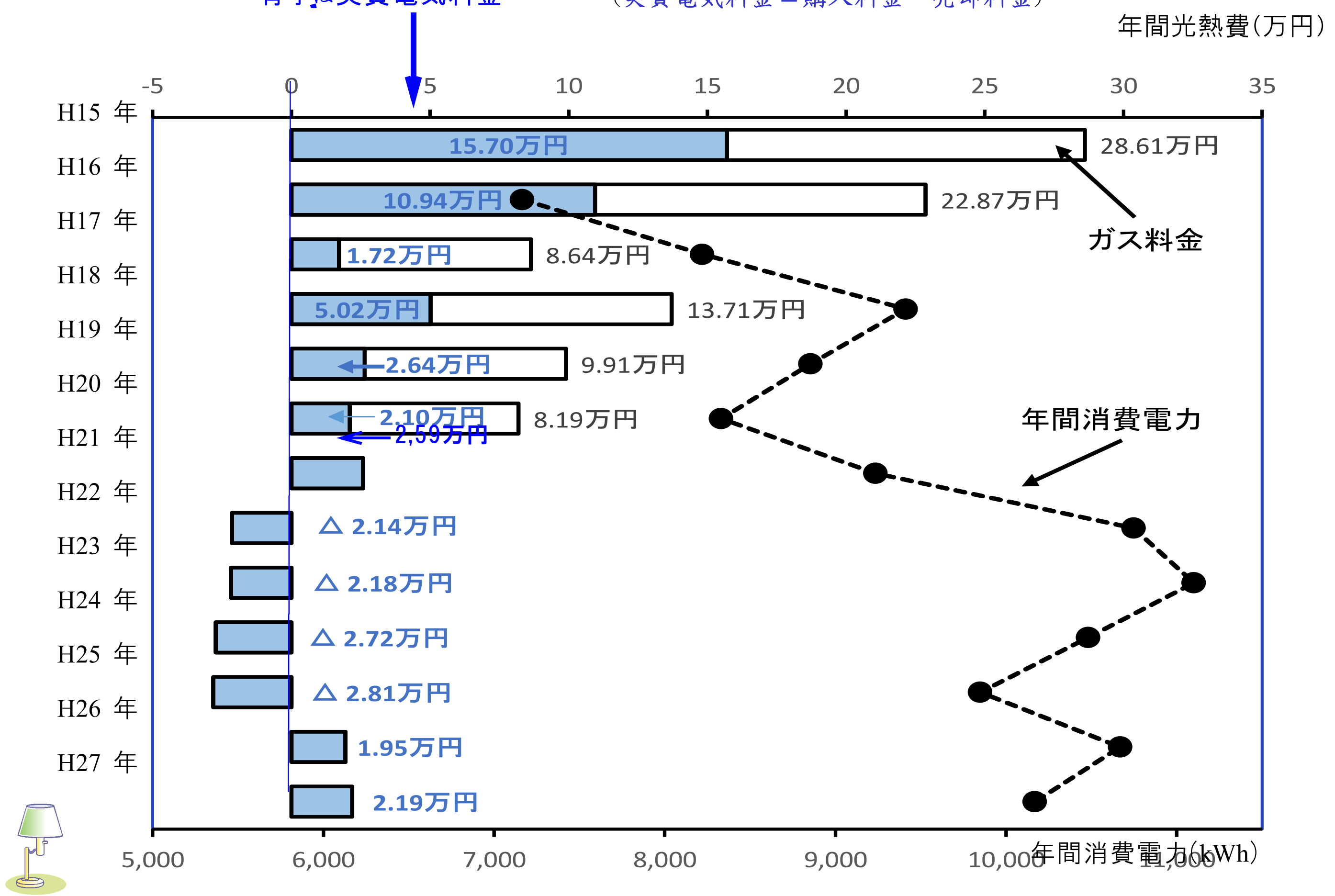
H20 年 8 月からオール電化、光熱費の収支は H22 年から黒字になった。しかし H26 、27 年は赤字。
前年より発電量は 360 k Wh 減少、売電量も 143 k Wh の減。天候に大きく左右される。年間電力消費量は減少したが、自給率は 55.8 ％、前年より 0.7 ％下がった。寝室の照明を LED に変えた。

電力自給率（%）＝ 年間発電量／年間消費電力 × 100

設置以来***2015年12月31日までのCO_2削減量：12,139Kg-CO_2***



【年間消費電力と光熱費】



【行動記録】　太字は議員としての公的活動

9/29 ～ 10/5　議会だより原稿執筆
10/5～18　議会報告 No40 編集・印刷作業

【10月】
1　**教育福祉常任委員会**
2　赤い羽根共同募金街頭募金活動（市Ｖ連）
5　お茶の間健康クラブ送迎ボランティア
9　**議会だより編集委員会**
10　教育相談研修会（宇都宮市）
11　**南河内地区スポーツフェスティバル開会式**
14　議会報告会資料作成
15　**教育福祉常任委員会／議員全員協議会／地方創生推進特別委員会**
16　市川房枝記念会「ドイツの戦後 70 年、欧州の難民問題とメルケル首相の決断」永井潤子氏（東京）
18　生涯学習情報センターまつり（下野つばさの会）
19 ～ 20　**議会運営委員会行政視察**（岩手県北上市・宮城県大崎市）
23　**議会だより編集委員会**／市長いきいきタウントーク（南河内公民館）
25　小山医師会市民公開講座「しあわせになれる認知症のみかた」藤本健一医師／九条の会
26　やよい会例会
27　**教育福祉常任委員会**
29　**議会だより編集委員会**（正副委員長最終校正）／お茶の間健康クラブ送迎ボラ（ふれあい福祉運動会）
30 ～ 31　市川房枝記念会政治参画フォーラム「社会保障制度のこれから－国の役割、自治体の役割」坂本 誠氏・出口かおり氏・井上信宏氏・小竹雅子氏（東京）
31 ～ 11/1　全国自治体議員行財政自主研究会「包括ケアシステム」田中尚輝氏／「自治体のアスベスト対策」永倉冬史氏（今年度世話人、東京）

【11月】
2　お茶の間健康クラブ送迎ボランティア
4　**議員全員協議会／地方創生推進特別委員会／議会活性化調査特別委員会**
5 ～ 6　**教育福祉常任委員会行政視察**（浜松市・京都市）
7　市民農園まつり／**市議会報告会**
8　村尾議会報告会＆意見交換会
13　市Ｖ連広報部会
14　市川房枝記念会戦後 70 年講座「慰安婦問題」金富子氏（東京）
15　自治医大子ども医療センターボランティア花坂 jii 健康講座「今を生きる－いのちとは」倉松俊弘住職／さよなら原発パレード参加／飛田晋秀写真展「福島のすがた」観賞（宇都宮市）
16　**教育福祉常任委員会**
17　建設課・南河内土地改良区訪問（調査）
18　**教育福祉常任委員会・教育委員との懇談会「特別支援教育の現状と課題について」**
19　税務課訪問（調査）
20　国民健康保険運営協議会傍聴
22　市Ｖ連南河内連絡会講演会「相続について」永山伸一氏／とちぎ地域自治研究所学習会「人口減少社会に向けた都市・農村・国土」中山 徹氏（栃木市）
25　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**
26　**議会だより編集委員会**／市民との面談
27　下野つばさの会講演会資料づくり
28　しもつけふくしフェスタ・2015 協力（市Ｖ連）
29　下野市 10 周年記念市民提案事業「しあわせな男女共同参画を探るつどい－下野市にハワイの風が吹く」カレイナニ早川氏（下野つばさの会）
30　やよい会例会／市民との面談

【12 月】
2 ～ 16　**市議会第4回定例会**
　2、3、7、8、16 日　**本会議**
　7 日　**村尾一般質問**
　9 日　総務常任委員会傍聴
　10 日　経済建設常任委員会傍聴
　11 日　**教育福祉常任委員会**
　15 日　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**
　16 日　**議会だより編集委員会**
5　教育相談研修会（宇都宮市）／知事と語ろう、とちぎ元気フォーラム in 下野
12　人権教育講演会「報道（メディア）と人権」藪本雅子氏／下野市総合計画・前期基本計画説明会
13　**南河内一周駅伝大会開会式／国際交流協会設立10周年記念式典**・記念講演「スイスに学ぶ経済と平和」鈴木健一氏
18　まちだシルク農園視察（町田市）
19　市民農園利用者の会（腐葉土づくり）
21　お茶の間健康クラブ送迎ボランティア
23　ジャコウアゲハを保護する会観察会



19 ～ 1/7　議会だより原稿執筆
24 ～ 1/12　議会報告 No41 編集・印刷作業

～あれこれ～

■理解できないと次へ進めない不器用さ！番号法や介護保険事業のややこしさには難儀した。■加えて秋以来、いくつもの行政計画案が示された。人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略、第二次総合計画、第二次男女共同参画基本計画、…等々。目を通すだけでも一仕事。■「知り得たことはできるだけ知らせたい」というこちらの思いと、市民の「知りたいこと」は一致しないのかな。でも、私には「知ってほしい」思いが大きく、何を書くべきか悶々とする。主権者教育や政治教育に通じるような感じ。■近頃、思考が鈍くなり筆も進まず。「分かりやすく簡潔に文章化」は私の永遠の課題。



《下野市議会主催市民公開学習会》

「人口減少時代の地域活性化の視点」

講師：岡本 保 さん

日本創生会議人口減少問題検討分科会メンバー、元総務事務次官

2月6日(土) 13:30～

於 南河内公民館　無料です